

岡山県外国人材等支援推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県外国人材等支援推進条例（令和6年岡山県条例第93号。以下「条例」という。）第11条の規定により設置する岡山県外国人材等支援推進協議会（以下「協議会」という。）について、組織その他の必要事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 岡山県外国人材等支援推進計画に関する事項
- (2) その他外国人材等への支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、条例第11条の産・官・学・労の代表者その他外国人材の支援推進に務める機関の関係者の中から知事が委嘱又は任命する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員が指名する代理の者が、当該委員に代わって会議に出席し、議事に加わることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認められる場合は、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第9条 委員又は欠席する委員が指名する代理の者が会議に出席したときは、報酬を支給することができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、岡山県産業労働部労働雇用政策課において行う。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。